○厚生労働省令第八十八号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、及び雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「［　削　除　］」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十九号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百四十二号）の施行に伴い、及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する省令

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「じん肺症若しくはじん肺（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第一号に掲げる疾病をいう。）」を「じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号に規定する疾病を除く。）、じん肺管理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺」に、「（第四条において「石綿によるじん肺症等」という。）、良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚」を「又は良性石綿胸水」に改める。

第四条の見出し中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条中「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「第十六条」を「第十七条」に改め、同条の表二の項中「石綿によるじん肺症等」を「じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺又はじん肺管理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則第一条第一号から第五号までに掲げる疾病」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第十六条」を「第十七条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

○農林水産省令第四十三号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

農林水産大臣　山田　正彦

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って、」を削り、「同条第二項第一号」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十五条の二・第二百五十五条の三」を「第二百五十五条の二」に、「第二百五十五条の四・第二百五十六条」を「第二百五十五条の三・第二百五十六条」に改める。

第二百四十九条第二項中「第二百二十八条第四項」を「第二百二十八条第五項」に改める。

第二百五十五条の見出し及び同条第一項中「エネルギー情報企画室」を「戦略企画室」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　戦略企画室は、資源エネルギー戦略に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

第二百五十五条第六項中「エネルギー情報企画室」を「戦略企画室」に改める。

第二百五十五条の二の見出しを「（新エネルギー等電気利用推進室及び再生可能エネルギー推進室）」に改め、同条第一項中「新エネルギー等電気利用推進室」の下に「及び再生可能エネルギー推進室」を加え、同条に次の二項を加える。

4　再生可能エネルギー推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　再生可能エネルギー源の利用の推進に関する政策の企画及び立案に関すること。

二　再生可能エネルギー源の利用の推進に関する広報並びに情報の収集及び分析に関すること。

5　再生可能エネルギー推進室に、室長を置く。

第二百五十五条の三を削る。

第二百五十五条の四を第二百五十五条の三とする。

第二百九十三条中「第二百二十八条第四項及び第五項」を「第二百二十八条第五項及び第六項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項を削り、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第百四十条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年七月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―〇―五四

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の4中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第四号の8中「7」を「8」に改め、同号中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7　石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第一第六号の1中「の業務」の下に「、介護の業務」を加え、同表第七号の9中「肝血管肉しゅ」の下に「又は肝細胞がん」を加え、同号の10中「又は甲状腺がん」を「、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九　人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附　則

この規則は、公布の日から施行する。